

子育て支援員研修業務の企画提案に関する質問への回答

No.	質 問	回 答
1	1回の研修は、原則として1か月以内に実施とのことだが、新型コロナウイルスの影響で、利用する施設の閉鎖等が発生した場合は、この項目について見直す可能性はあるか。	やむを得ないと認められる場合に限り、協議の上、研修期間の延長を認めます。ただし、令和4年1月31日を超えての延長は、認められません。
2	期間内に本人の都合で実習を終わらせることができなかった場合の決めごとはあるか。	欠席扱いとなります。
3	教材は、「子育て支援員研修テキスト（第2版）」（中央法規出版）の使用を必須とするところがあるが、本書には、地域型保育及び放課後児童コース以外の一時預かり事業や、ファミリー・サポート・センターの内容も含まれている。使用しない箇所も各自が勉強するという理解でよろしいか。また、受講者の理解度を高めるため、必須に加え、独自の教材を使用してもよろしいか。	使用しない箇所はありますが、仕様書で示した教材を使用してください。補助的に資料を配布することは、差し支えありません。
4	新型コロナウイルス感染症の影響により実習先の確保が困難な場合は、代替として「講義・演習」を実施することとあるが、この「困難な場合」とは、どのような状況であれば該当するか。	新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に、県内全ての保育施設から見学実習を断られるような状況を想定しています。